鳥取県中学校体育連盟主催大会への地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)の参加資格特例について

「鳥取県中学校総合体育大会要項作成基準 8参加資格 4」に下記を別紙追加し、参加資格とする。

- ◎地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)に所属する中学生
- (1) 地域スポーツ団体等 (地域クラブ活動) に所属し、各地区中学校体育連盟主催の競技会に参加を認められた生徒であること。
- (2) 鳥取県中学校体育連盟主催大会に参加を希望する地域スポーツ団体等 (地域クラブ活動) は以下の条件を 具備すること。
 - ① 大会の参加を認める条件
 - ア 鳥取県中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - イ 生徒の年令及び修業年限が我が国の中学校と一致していること。
 - ウ 鳥取県下の中学校等に在籍している生徒であること。
 - エ 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは都道府県競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で 都道府県中学校体育連盟に申請・登録していること。
 - オ 日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、鳥取県下で適切に行われていること。
 - カ 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』(令和4年12 月27日スポーツ庁・文化庁発出)の「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。
 - キ 鳥取県中学校体育連盟主催大会における予選会となる全ての大会において、競技役員や審判など運営 上必要な事項に協力すること。
 - ク 同一年度における大会について、在籍中学校での大会参加は認めない。また、選手登録名簿を提出後 の登録変更は認めない。(選手登録変更可能期間を除く)
 - ケ 鳥取県中学校体育連盟に認定されていること。
 - ② 鳥取県中学校体育連盟主催大会に参加した場合に守るべき条件
 - ア 大会の開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ 大会参加に際して、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること(引率細則は適用する)。また、 万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
 - ウ 大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。
 - エ 団体競技における地域スポーツ団体名 (地域クラブ活動) での出場は1チームのみとする (複数のチームの参加はできない)。
 - ③ 参加を認めない場合
 - ア 認定申請に際して、申請書・確認書に虚偽の記載があった場合は、大会参加資格を取り消す。また、 大会参加後に判明した場合は大会結果を取り消すこととする。
- ※1 この特例は、令和5年4月1日より適用する。
- ※2 この特例は、競技部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。
- ※3 この特例は、今後も検討を続けていく。
- ※4 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインの発出により(2)① カ修正。